愛媛医療生活協同組合奨学金貸与規程

1982年1月9日 理事会

愛媛医療生活協同組合（以下、医療生協）は、組合員、地域住民の健康と生命を守る医師及び医療技術者の後継者育成のためにこの奨学金貸与制度を設ける。

（目的）

第 1 条　この規程による奨学金は、将来、医療生協に参加しようとする医系学生の勉学の要望に応え、修学資金の貸与を行なう事を目的とする。

（貸与対象者）

第 2 条　この規程による奨学金の貸与対象者は次のとおりとする。

(1)医療生協の職員になる事を条件とし、医療系大学、専門学校等で教育を受け、業務に必要な資格、技術を習得するもの。

(2)(1)項にさだめるもののうち、自治体奨学金制度利用で医学部医学科を卒業し、就業義務年限終了後、医療生協の職員となるもの。

(3)医療生協の職員で、事業所の要請もしくは本人の自発的希望により前提に準じて要請を受けるもの。

（奨学生の任務）

第 3 条　奨学金貸与者（以下、奨学生）の任務を次の通りとする。

(1)奨学生は、医学・医療の勉学に励み、また愛媛県民主医療機関連合会(以下、民医連)・医療生協の諸活動に参加し、患者の立場にたった医療活動を実践的に学ぶことに努める。

(2)奨学生は原則として民医連が開催する奨学生会議および企画に参加し奨学生同士がお互いに学び、交流し合うものとする。また、長期休暇などを利用して年 1 回以上は必ず民医連内の事業所にて実習を行うこととする。

(3)奨学生は月 1 回以上は必ず近況を医療生協、民医連に報告する。

(4)前条 2 項の自治体奨学金制度利用の医学部医学科奨学生の医学部卒業後の任務を次の通りとする。

① 原則として毎年 2 回以上、医療生協・民医連幹部医師等と面談し、近況を報告する。

② 勤務先が変更となる場合は、すみやかに法人担当者まで連絡する。

（奨学金の申請）

第 4 条　奨学金を希望するものは、この規程を認め、所定の申請書類一式を医療生協に提出する。

（奨学生の承認）

第 5 条　医療生協理事会は、面接及び書類審査を経て貸与の可否を決定する。決定は文書で速やかに本人に通知するものとする。

（奨学金の支給）

第 6 条　奨学金の貸与は申請月からとし、貸与日は、毎月26日から末日とする。貸与方法は自ら受領に来るものとする。ただし、遠隔地等でやむを得ない場合は銀行振り込みにすることができる。

（奨学金貸与額）

第 7 条　奨学金貸与額は以下のとおりとする。

医学生（月額）　　全学年　　15 万円

看護学生（月額）　全学年　　5 万円

尚、貸与年限は必要最低修学年限とする。これを超える場合は貸付金を貸与することができる。

（奨学金の返済）

第 8 条　奨学生は、奨学金の契約が卒業等で終了した場合、奨学金を返済しなければならない。返済は、終了後すみやかに一括にて支払いするものとする。但し、やむをえず分割とする場合は以下の計算式によるものとする。

返済額＝貸与額×1.02（利息）

（奨学金の返済猶予・免除）

第 9 条　以下の場合は、返済の猶予及び免除ができる。

(1)医療生協で勤務し、貸与期間以上に勤続したものは奨学金の返済を免除する。但し、産前産後休暇、及び育児休業、介護休業、外部研修期間等は免除対象月とはしない。

(2)後期（専門）研修については法人内外を問わず、研修中は保留とし、終了後帰任し、法人にて常勤医師として勤務した年数の倍数年を免除する。

(3)卒業後勤務を開始したが、貸与期間を満たさず退職する場合は、残余期間の貸与額を返済するものとする。返済方法は第 8 条に準じる。

(4)医療生協以外で臨床研修及び勤務を開始する医師は、奨学金の返済を求める。ただし、理事会が以下の内容で特別に認めた場合は返済を猶予することができる。

① 3 年目以降、医療生協の常勤医師となる意志が明確に表明され、かつ臨床研修を医療生協以外の医療機関で行なうことの妥当性を理事会が認めた場合。返済猶予に該当したものが、3 年目以降、医療生協に常勤医師として勤務した場合は、貸与年月数から 2 年を除く年月数の勤務終了をもって、2 年間の研修期間を遡り勤務月数に加えるものとする。

② 自治体奨学金制度利用者で、定められた医療機関での研修及び勤務期間を終えた後に医療生協の常勤医師として就職する旨の意思表示が文書で示されている場合は、医療生協

理事会が必要と認める期間、奨学金の返済を猶予することができる。猶予期間終了後医療生協に常勤医師として勤務した場合は、貸与年月数から 2 年を除く年月数の勤務終了をもって、2 年間の研修期間を遡り勤務月数に加えるものとする。ただし、返済免除業務従事期間を終えたにも関わらず医療生協に就職しなかった場合は、貸与総額を一括返済するものとする。

③ 経済的理由他で、臨床研修中の奨学金の返済が困難であり、臨床研修期間中の返済の猶予が妥当であると理事会が判断した場合。

（奨学金の違反返済）

第 10 条　奨学生で契約後、本規程の趣旨に甚だしく反する行為・言動がある場合、第 3 条の奨学生の任務の遂行ができない場合は医療生協は直ちに契約を取り消すとともに、すでに貸与された奨学金の全てを 1 ヶ月以内に、2%の利息をつけて返済しなければならない。但し、法人が認めた場合は 1 年に限り分割返済を認めることができ、貸与総額に 3%の利息を付けて返済するものとする。

第 11 条　各項に定めなき事項については医療生協理事会が決定する。

附則 1.　この規程の改廃は医療生協理事会で行う。

1996 年 4 月　1 日 改定
2004 年 1 月 21 日 改定
2007 年 1 月 24 日 改定
2010 年 3 月 25 日 改定
2015 年 2 月 25 日 改定
2017 年 8 月 23 日 改定
2018 年 2 月 28 日 改定
2022 年 6 月 15 日 改定
2026 年 1 月 28 日 改定